

令和6年6月1日

「訪問看護・介護予防訪問看護」重要事項説明書

西那須野マロニエ訪問看護ステーション

事業所は介護保険・医療保険の指定を受けています。

当事業所はご利用者に対して訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方、要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	9
7. 苦情の受付について.....	9
8. 守秘義務.....	9
9. 虐待防止について.....	10
10. ハラスメントについて.....	10
11. 緊急時・事故発生時の対応について.....	10
12. 感染症・災害等の発生時における事業の継続について.....	10
13. その他.....	11

1. 事業者

- (1) 法人名 学校法人国際医療福祉大学
- (2) 法人所在地 栃木県大田原市北金丸 2600 番 1
- (3) 電話番号 0287-24-3000
- (4) 代表者氏名 理事長 高木 邦格
- (5) 設立年月 平成 7 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問看護事業所・平成 19 年 2 月 1 日指定
介護予防訪問看護事業所・平成 19 年 2 月 1 日指定
- (2) 事業の目的 介護保険法令・医療保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (3) 主たる事業所の名称 西那須野マロニエ訪問看護ステーション
所在地・電話番号 栃木県那須塩原市井口 533-11 にしなすの総合在宅ケアセンター内
0287-37-6322
- (4) 出張所の名称 西那須野マロニエ訪問看護ステーションサテライト事業所
所在地・電話番号 大田原市北金丸 2600-6 国際医療福祉大学クリニック内
0287-24-1700
- (5) 事業所長（管理者）氏名 小堀 千絵
- (6) 当事業所の運営方針 看護師等は老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努める。
- (7) 開設年月日 平成 19 年 2 月 1 日（サテライト事業所：平成 29 年 8 月 1 日）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

【主たる事業所】

那須塩原市（旧西那須野町、旧塩原町の地域）、大田原市（旧大田原市の地域）

【出張所】

大田原市、那珂川町、那須烏山市

※那須町、那須塩原市（旧黒磯市）などの通常の事業実施地域以外にお住まいの方は一部交通費が発生します。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日	但し、12/31～1/3 までを除く
受付時間	月～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	月～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(介護予防と兼務)

職種	常勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者 (看護師)	1		所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する
2. 訪問看護師			
看護師	3 以上 (管理者を含む)	2.5 以上 (管理者を含む)	訪問看護計画書作成及び報告書を作成し、訪問看護を担当する
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 以上		在宅におけるリハビリテーションを担当する

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、訪問看護を提供した場合、別添料金表のとおり、医療保険各法・介護保険各法に基づく本人負担を徴収いたします。

- | |
|--|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合
② 利用料金が医療保険から給付される場合 |
|--|

当事業所が提供するサービスについて、下記場合があります。

(1) サービス内容（約款第6条参照）

1. 健康状態のチェックと相談
2. 日常生活の看護や介護(清潔・食事・排泄などのケア)
3. 床ずれの予防や手当て
4. 酸素療法や呼吸器使用などの指導
5. ご家族(介護者)への介護指導
6. 身のまわりの動作(食事・トイレ・着替えなど)の訓練
7. 起き上がりや歩行などの動作訓練
8. 手すり・ベッド・車イスなど福祉用具や住宅改修の相談
9. 寝たきりを防ぐための日常生活の指導
10. その他、在宅療養や介護サービスなどに関する相談

(2) サービス利用料金（約款第7条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時30分から午後5時30分）での料金は次の通りです。

① 介護保険適用の方の利用料金

＊（ ）内は2割負担、【 】内は3割負担の方になります。

【基本】

訪問看護費		20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護 スタッフ	平常時間	314円 (628円) 【942円】	471円 (942円) 【1,413円】	823円 (1,646円) 【2,469円】	1,128円 (2,256円) 【3,384円】
	早朝・夜間	393円 (786円) 【1,179円】	589円 (1,178円) 【1,767円】	1,029円 (2,058円) 【3,087円】	1,410円 (2,820円) 【4,230円】
	深夜	471円 (942円) 【1,413円】	707円 (1,414円) 【2,121円】	1,235円 (2,470円) 【3,705円】	1,692円 (3,384円) 【5,076円】

・リハビリスタッフ（PT・OT・ST）294円（588円）【882円】

＊1回あたり20分、1週間に6回まで

ただし1日に2回を超えて行う場合、1回につき90/100を乗じた料金となります。

⇒265円（530円）【795円】

＊訪問回数超過等減算：-8円（-16円）【-24円】／回

介護予防 訪問看護費		20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護 スタッフ	平常時間	303円 (606円) 【909円】	451円 (902円) 【1,353円】	794円 (1,588円) 【2,382円】	1,090円 (2,180円) 【3,270円】
	早朝・夜間	379円 (758円) 【1,137円】	564円 (1,128円) 【1,692円】	993円 (1,986円) 【2,979円】	1,363円 (2,726円) 【4,089円】
	深夜	455円 (910円) 【1,365円】	677円 (1,354円) 【2,031円】	1,191円 (2,382円) 【3,573円】	1,635円 (3,270円) 【4,905円】

・リハビリスタッフ（PT・OT・ST）284円（568円）【852円】／回

＊1回あたり20分、1週間に6回まで

ただし1日に2回を超えて行う場合、1回につき50/100を乗じた料金となります。

⇒142円（284円）【426円】／回

＊訪問回数超過等減算：-8円（-16円）【-24円】／回

＊利用を開始した月から起算して12ヶ月を超えた期間に実施した場合

⇒-15円（-30円）【-45円】／回（予防の方のみ）

※事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、それぞれの基本料金に90/100を乗じた料金となります。

また、事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合、それぞれの基本料金に 85/100 を乗じた料金となります。

【加算関係】

- ・初回加算Ⅰ 350 円(700 円)【1,050 円】Ⅱ 300 円(600 円)【900 円】*1 月につき
- ・退院時共同指導加算 600 円(1,200 円)【1,800 円】
(退院・退所につき 1 回、特別な管理を必要とする利用者は 2 回)
- ・看護・介護職員連携強化加算 250 円(500 円)【750 円】*1 月につき ※介護のみ
- ・訪問看護体制強化加算Ⅰ 550 円(1,100 円)【1,650 円】*1 月につき ※介護のみ
- ・訪問看護体制強化加算Ⅱ 200 円(400 円)【600 円】*1 月につき ※介護のみ
- ・予防訪問看護体制強化加算 100 円(200 円)【300 円】*1 月につき ※予防のみ
- ・訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ：6 円(12 円)【18 円】*1 回につき
- ・訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ：3 円(6 円)【9 円】*1 回につき
- ・複数名訪問加算(Ⅰ)※2 人の看護師等
30 分未満：254 円(508 円)【762 円】、30 分以上：402 円(804 円)【1,206 円】
- ・複数名訪問加算(Ⅱ)※看護師と看護補助者
30 分未満：201 円(402 円)【603 円】、30 分以上：317 円(634 円)【951 円】
- ・長時間訪問加算 300 円(600 円)【900 円】
*1 回の訪問が 1 時間 30 分を超えた場合、1 回につき
- ・中山間地域等の利用者へのサービス提供加算：基本単価に 5%加算
- ・24 時間体制に伴う緊急時訪問看護加算Ⅰ 600 円(1,200 円)【1,800 円】*1 月につき
Ⅱ 574 円(1,148 円)【1,722 円】*1 月につき
- ・特別管理加算(Ⅰ) 500 円(1,000 円)【1,500 円】*1 月につき
- ・特別管理加算(Ⅱ) 250 円(500 円)【750 円】*1 月につき
- ・ターミナルケア加算 2,500 円(5,000 円)【7,500 円】※介護のみ
- ・口腔連携強化加算 50 円(100 円)【150 円】*月 1 回を限度
- ・専門管理加算：250 円(500 円)【750 円】*月 1 回を限度

【その他の利用料】

- ・日常生活上必要な物品：実費

②医療保険適用の方の利用料金

※健康保険料の負担割合によるご請求

※後期高齢者の場合・・・1 割 または 2 割(一定所得以上の方は 3 割)

【訪問看護基本療養費】(1 日につき)

※週 3 日を限度(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く)

・訪問看護基本療養費Ⅰ

保健師、助産師又は看護師による場合：週 3 日目まで 5,550 円、週 4 日目以降 6,550 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合：5,550 円

・訪問看護基本療養費Ⅱ(同一建物居住者)

保健師、助産師又は看護師による場合：(同一日に 2 人) 週 3 日目まで 5,550 円
週 4 日目以降 6,550 円

- (同一日に3人以上) 週3日目まで 2,780円
週4日目以降 3,280円
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合：(同一日に2人) 5,550円
(同一日に3人以上) 2,780円
- ・訪問看護基本療養費Ⅲ 8,500円 ※外泊中の訪問
(入院中1回、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合は入院中2回)

【加算関係】

- ・難病等複数回訪問加算 (1日に2回の訪問) 同一建物内2人まで 4,500円
同一建物内3人以上 4,000円
(1日に3回以上の訪問) 同一建物内2人まで 8,000円
同一建物内3人以上 7,200円
- ・緊急時訪問看護加算 イ 月14日目まで 2,650円 (1日につき)
ロ 月15日目以降 2,000円 (1日につき)
- ・長時間訪問看護加算 90分以上の訪問で 5,200円
(週1日、別に厚生労働大臣が定める者の場合は週3日)
- ・乳幼児加算 1,800円 (6歳未満の乳幼児で別に厚生労働大臣が定めるもの1日につき)
乳幼児加算 1,300円 (6歳未満の乳幼児1日につき)
- ・複数名訪問看護加算 ※その他職員：看護師等又は看護補助者
看護師等 (週1回) 同一建物内2人まで 4,500円、同一建物内3人以上 4,000円
准看護師 (週1回) 同一建物内2人まで 3,800円、同一建物内3人以上 3,400円
その他職員 (週3回) 同一建物内2人まで 3,000円、同一建物内3人以上 2,700円
その他職員 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る)
(1日に1回の場合) 同一建物内2人まで 3,000円、同一建物内3人以上 2,700円
(1日に2回の場合) 同一建物内2人まで 6,000円、同一建物内3人以上 5,400円
(1日に3回以上の場合) 同一建物内2人まで 10,000円、同一建物内3人以上 9,000円
- ・夜間・早朝訪問看護加算 2,100円 (夜間18:00～22:00、早朝6:00～8:00)
- ・深夜訪問看護加算 4,200円 (深夜22:00～6:00)

【精神科訪問看護基本療養費】

※週3日を限度 (退院日から起算して3か月以内の期間において行われる場合は週5日)

- ・精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

週3日目まで	30分未満	4,250円
	30分以上	5,550円
週4日目以降	30分未満	5,100円
	30分以上	6,550円
- ・精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2人)

週3日目まで	30分未満	4,250円
	30分以上	5,550円
週4日目以降	30分未満	5,100円
	30分以上	6,550円
- (同一日に3人以上)

週3日目まで	30分未満	2,130円
	30分以上	2,780円
週4日目以降	30分未満	2,550円
	30分以上	3,280円

- ・精神科訪問看護基本療養費Ⅳ 8,500 円 ※外泊中の訪問
(入院中 1 回、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合は入院中 2 回)

【加算関係】

- ・精神科緊急訪問看護加算 イ 月 14 日目まで 2,650 円 (1 日につき)
ロ 月 15 日目以降 2,000 円 (1 日につき)
- ・長時間精神科訪問看護加算 90 分以上の訪問で 5,200 円
(週 1 日、別に厚生労働大臣が定める者の場合は週 3 日)
- ・複数名精神科訪問看護加算
看護師等
(1 日に 1 回の場合) 同一建物内 2 人まで 4,500 円、同一建物内 3 人以上 4,000 円
(1 日に 2 回の場合) 同一建物内 2 人まで 9,000 円、同一建物内 3 人以上 8,100 円
(1 日に 3 回以上の場合) 同一建物内 2 人まで 14,500 円、同一建物内 3 人以上 13,000 円
准看護師
(1 日に 1 回の場合) 同一建物内 2 人まで 3,800 円、同一建物内 3 人以上 3,400 円
(1 日に 2 回の場合) 同一建物内 2 人まで 7,600 円、同一建物内 3 人以上 6,800 円
(1 日に 3 回以上の場合) 同一建物内 2 人まで 12,400 円、同一建物内 3 人以上 11,200 円
看護補助者 (週 1 回) 同一建物内 2 人まで 3,000 円、同一建物内 3 人以上 2,700 円
- ・夜間・早朝訪問看護加算 2,100 円 (夜間 18:00~22:00、早朝 6:00~8:00)
- ・深夜訪問看護加算 4,200 円 (深夜 22:00~6:00)
- ・精神科複数回訪問加算 (1 日に 2 回の訪問) 同一建物内 2 人まで 4,500 円
同一建物内 3 人以上 4,000 円
(1 日に 3 回以上の訪問) 同一建物内 2 人まで 8,000 円
同一建物内 3 人以上 7,200 円

【訪問看護管理療養費】

- 月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 13,230 円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 10,030 円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 8,700 円
ニ イからハまで以外の場合 7,670 円
- 月の 2 日目以降の訪問の場合 イ 3,000 円 または ロ 2,500 円
- ・24 時間対応体制加算 イ 6,800 円 または ロ 6,520 円 (1 月につき)
- ・特別管理加算 2,500 円または 5,000 円 (1 月につき)
- ・退院時共同指導加算 8,000 円
(退院・退所につき 1 回、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については 2 回)
- ・特別管理指導加算 2,000 円
- ・退院支援指導加算 6,000 円 長時間 (90 分以上) の場合 8,400 円
*退院日の訪問 ただし厚生労働大臣が定める疾病等の方
- ・在宅患者連携指導加算 3,000 円 (月 1 回に限り)
- ・在宅患者緊急時等カンファレンス加算 2,000 円 (月 2 回に限り)
- ・精神科重症患者支援管理連携加算 イ 8,400 円 (1 月につき) ロ 5,800 円 (1 月につき)
- ・看護・介護職員連携強化加算 2,500 円 (1 月につき)
- ・専門管理加算 2,500 円 (月 1 回に限り)
- ・訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円 (月 1 回に限り)

【訪問看護情報提供療養費】

- ・ 訪問看護情報提供療養費 1（市町村等、指定特定相談支援事業者等への情報提供）
1,500 円（1 月につき）
- ・ 訪問看護情報提供療養費 2（学校等への情報提供）
1,500 円（各年度 1 回、当該学校等に初めて在籍することとなる月、医療的ケアの実施方法等を変更した月については月に 1 回）
- ・ 訪問看護情報提供療養費 3（主治医への情報提供）
1,500 円（1 月につき）
※1 については別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、精神障害を有する者
またはその家族等、18 歳未満の小児
※2 については別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
※3 については保険医療機関等に入院、または入所する利用者

【訪問看護ターミナルケア療養費】

- ・ 訪問看護ターミナルケア療養費 1 25,000 円
- ・ 訪問看護ターミナルケア療養費 2 10,000 円
- ・ 遠隔死亡診断補助加算 1,500 円

【訪問看護ベースアップ評価料】

- ・ ベースアップ評価料 I 780 円（月に 1 回）

（３）その他利用料

【医療保険適用の方】

1. 営業時間内で 2 時間を超える訪問看護料：1 回 3,200 円
2. 営業日以外の訪問看護料（日曜、年末年始）：1 回 3,200 円
3. 保険請求外での訪問看護料：1 回 10,500 円
4. 訪問看護に要した交通費は、通常の実施地域以外は 1 回 220 円
5. 日常生活上必要な物品：実費
6. 死後の処置料：11,000 円

（４）交通費（約款第 7 条参照）

通常の事業実施地域以外で中山間地域等に該当しない地区にお住まいの方が、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、交通費として 220 円をいただきます。

（５）利用料金のお支払い方法（約款第 7 条参照）

前記（２）、（３）、（４）の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求します。
お支払い方法は原則口座振替です。翌月 20 日に口座振替となります。
お支払い方法については原則口座振替ですが個別に相談対応は可能です。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更（約款第8条参照）

1. 事業者は、サービス利用当日、利用者の都合により予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
2. 前項の場合に、事業者は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

7. 苦情の受付について（約款第19条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 看護師（小堀 千絵）

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

○電話番号 0287-37-6322

お受けしました苦情につきましては、事務所内に設置してあります苦情処理委員会に諮り、対応させていただきます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市保健福祉部 高齢福祉課	所在地 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2 電話番号・FAX 0287(62)7137・0287(63)8911 受付時間 8:30～17:30
大田原市保健福祉部 高齢者幸福課	所在地 栃木県大田原市本町 1-4-1 電話番号・FAX 0287(23)8740・0287(23)4521 受付時間 8:30～17:30
那珂川町健康福祉課	所在地 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 電話番号・FAX 0287(92)1119・0287(92)1164 受付時間 8:30～17:30
那須烏山市健康福祉課	所在地 栃木県那須烏山市田野倉 85-1 電話番号・FAX 0287(88)7115・0287(88)6069 受付番号 8:30～17:30
栃木県国民健康保険団体 連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 6 階 電話番号・FAX 028(622)7242・028(622)7281 受付時間 9:00～16:00

8. 守秘義務等について（約款第11条参照）

(1) 事業者の守秘義務

事業者、サービス従事者又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びご家族又は身元引受人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2) 個人情報の取り扱い

1. 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号について個人情報の使用、提供、収集については、ご利用者及びご家族又は身元引受人からは、「西那須野マロニエ訪問看護ステーション利用同意書」上で、その同意を得ます。
 - 一 介護保険サービス利用のための市町村、その他サービス提供事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
 - 二 介護保険サービスの質の向上のために、学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合でも、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - 三 教育機関としての学生、実習の受け入れ。学生の同行や実習にご協力をお願いしたいご利用者には事前に説明します。ご協力の同意はご利用者の自由意志によるもので、ご協力されない場合でも何らの不利益な取扱いをすることはありません。また、一度ご協力の意思を表明された後であっても、いつでも同意の撤回ができます。その場合も何らの不利益な取扱いをすることはありません。また、実習を行う学生にも事業者、サービス従事者又は従業員と同様に守秘義務を課しており、ご利用者の情報が外部に漏れることはありません。

9. 虐待防止について（約款第 20 条参照）

事業者は虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会、研修を開催します。
虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町等へ報告します。

10. ハラスメントについて（約款第 21 条参照）

利用者・家族からサービス従事者への暴言、暴行、性的言動等不快に感じる言動はハラスメントです。事業者としてハラスメントは許容できませんのでご理解・ご協力をお願いします。
事業者はサービス従事者らに対してハラスメント防止の研修を実施します。

11. 緊急時・事故発生時の対応について（約款 10 条 4 参照）

事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合や事故その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
また重大事故発生時等は適切に市町等に報告します。

12. 感染症・災害等の発生時における事業の継続について（約款第 22 条参照）

事業者は、感染症や非常災害の発生時においてもサービスの提供を継続的に実施するための体制を整え、早期の業務再開を図ります。

13. その他

- (1) 職員に対する金品等のお心付けはお断りしています。
- (2) ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなど安全対策にご協力ください。
- (3) 訪問中の飲酒や喫煙はご遠慮ください。
- (4) 訪問をキャンセルする場合は早めのご連絡をお願いします。